

排水設備工事施行業者指定規則実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、排水設備工事施行業者指定規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 排水設備工事施行業者の指定は、随時行う。

(設備及び器材)

第3条 規則第3条第3号に規定する市長が工事の施行に必要と認める設備及び器材とは、ハンドグライダーなどの配管工具、ツルハシなどの土工具及び工事標示板などの保安用具をいう。

(指定申請添付書類)

第4条 指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、第1号様式による指定申請書ならびに第2号様式による誓約書を提出しなければならない。ただし、再指定を受けようとする者は第1号、第3号、第4号及び第5号の書類の添付は要しない。

(1) 住民票記載事項証明書、在留カード又は特別永住者証明書の写し

(法人にあってはその履歴事項全部証明書等及び定款の写し)

(2) 所有器材調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第3号様式)

(3) 営業所状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第4号様式)

(4) 営業店舗写真

(5) 責任技術者届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第5号様式)

(6) 合格証又は修了証の写し、責任技術者証の写し

2 市長は前項に掲げる書類のほか、必要と認める場合は次の書類の添付を命じるときがある。

(1) 家業継承者の指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第6号様式又は第7号様式)

(2) 事業形態変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (第8号様式)

(3) 大阪府下の他の市町村から指定を受けていることを証明するもの

(4) その他、申請内容に関する資料

(指定期間短縮)

第5条 規則第5条ただし書に規定する市長が必要と認めるときとは、新規に指定を受けたときをいう。

(指定業者届出書類)

第6条 指定業者が規則第9条第1項により申請事項の変更等を届け出るときは、第9号様式による変更届を、第9条第2項により指定証の再交付を願い出るときは、第10号様式による再交付願を提出しなければならない。

2 市長は前項に掲げる書類のほか、必要と認める場合は第4条第1項及び第2項各号の書類の添付を命じるときがある。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第8条第1項第1号中「5年以内」とあるのは、平成12年3月31日までの申請においては「3年以内」、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの申請においては「4年以内」と読みかえる。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 平成 11 年 3 月 31 日までに限り、改正後の排水設備工事施行業者指定規則実施要綱第 4 条の次に次の号を加える。

(3) 既に大阪府下の各市町村で指定を受けている施行業者が、本市において指定を受けようとするとき

附則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

排水設備工事施行業者指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

電 話 番 号 TEL () —

大阪市排水設備工事施行業者の指定を受けたいので、排水設備工事施行業者指定規則第4条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

記

営業所所在地	(〒 —)		
(ふりがな) 営業所の名称			
(ふりがな) 営業所 代表者職氏名			
電話番号等	TEL () — FAX () —		
事業の内容 (営業種目)			
所属責任技術者	氏 名	責任技術者登録番号	兼務する営業所 (兼務がなければ記載不要)

※「責任技術者証登録番号」欄には、大阪府下水道協会が発行する技術者証の登録番号（合格番号と同じ）、又は、大阪府下の各市町村が発行した責任技術者証の番号を記入ください。

排水設備工事施行業者誓約書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

- （1）精神の機能の障害により工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）排水設備工事施行業者指定規則第10条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （4）責任技術者の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （5）その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるに足りる相当の理由がある者
- （6）法人であって、その役員のうち（1）から（5）までのいずれかに該当する者があるもの
- （7）（3）に該当する法人の代表者である者
- （8）法人であって、その代表者が（3）に該当する他の法人の代表者であるもの

第3号様式（表面）（要綱第4条関係）（A4）

所 有 器 材 調 書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

申請する営業所について、次のとおり所有する器材を報告します。

記

品 名	数 量	備 考
1 配 管 工 具	組	但し、他工種との併用工具は兼用とする
2 土 工 具	組	〃
3 左 官 工 具	組	〃
4 木 工 具	組	〃
5 その他の工具及び用具	組	〃
6 運 搬 用 具	組	〃
7 保 安 用 具	組	〃

1. 配 管 工 具

品 名	数量	備考	品 名	数量	備考
ハンドグライダー			エンジンカッター		
平ヤスリ			電動のこぎり		
挿入機（レバーブロックなど）			金のこ		

2. 土 工 具

品 名	数量	備考	品 名	数量	備考
つるはし			ポータブルブレーカー		
ショベル（丸型）			ランマー		
ショベル（角型）			簡易鋼矢板又は木矢板	枚	
大ハンマー			水中ポンプ		口径 50 mm
バール			土のう袋		

（裏面へつづく）

第3号様式（裏面）（要綱第4条関係）（A4）

3. 左官工具

品名	数量	備考	品名	数量	備考
ジャンピング			フルイ		
タイルタガネ			コテ		
トンカチ					

4. 木工具

品名	数量	備考	品名	数量	備考
両刃鋸			キリ（大、小）	各	
引回し鋸			クリックボールまたは電気ドリル		
平ノミ（大、中、小）	各		釘抜き		

5. その他の工具及び用具

品名	数量	備考	品名	数量	備考
折りたたみ式梯子			巻尺		2 m 以上
携帯マイク			コンベックス		5. 5 m
水平器			写真機		
測量機器（レベル）			強力ライト		
箱尺			救急薬品		

6. 運搬用具

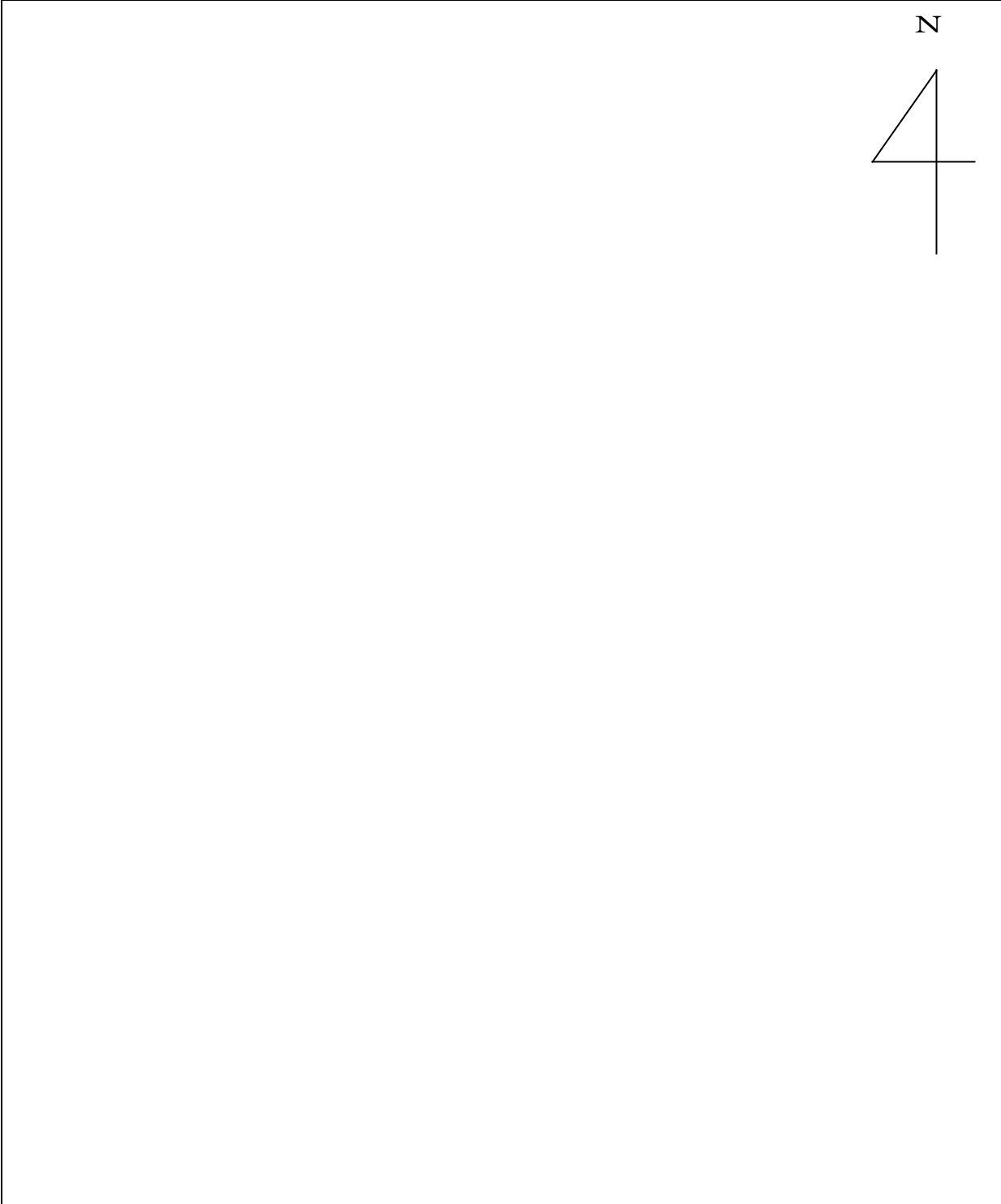
品名	数量	備考	品名	数量	備考
貨物自動車		軽四輪以上			

7. 保安用具

品名	数量	備考	品名	数量	備考
工事標示板			安全ロープ		
迂回路標示板			注意燈		
工事予告標示板			回転燈		
保安柵			照明燈		
セーフティーコーン			方向指示板		

第 4 号様式（裏面）（要綱第 4 条関係）（A4）

営 業 所 位 置 図



排水設備工事責任技術者届

年 月 日

大 阪 市 長 様

指 定 番 号 指 定 第 号
住 所（所在地）
氏 名（名称）
代 表 者 職 氏 名
電 話 番 号 T E L （ ） ー

選 任

当 社（店）に て、下 記 の 責 任 技 術 者 を し ま し た の で お 届 け し ま す。

解 任

記

ふりがな 氏 名	住 所	責任技術者 登 録 番 号	兼務する営業所 (兼務がなければ 記載不要)

※選任、解任は該当文字をまるで囲んで、有効期間内の合格証又は修了証の写し、責任技術者証の写し（表裏）を添付してください。

※「責任技術者登録番号」欄には、大阪府下水道協会が発行する技術者証の登録番号（合格番号と同じ）、又は、大阪府下の各市町村が発行した責任技術者証の番号を記入ください。

家業継承者の指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

このたび、甲から乙へ家業を継承し営業することになりましたので、排水設備工事施行業者指定規則第4条の規定に基づき、改めて排水設備工事施行業者の指定を申請いたします。

なお、継承につきまして争いが生じたときは、甲乙におきまして解決し、貴市にはご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

指 定 番 号 指 定 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

営業所所在地

営業所の名称

甲 住 所
 ふりがな
 氏 名

乙 住 所
 ふりがな
 氏 名

第8号様式（要綱第4条関係）（A4）

事業形態変更届

年 月 日

大阪市長様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

このたび、
個人 から 個人
法人 から 法人
に事業形態を変更したことをお届けします。

排水設備工事施行業者指定規則第4条の規定に基づき、改めて排水設備工事施行業者の指定を申請いたします。

※個人・法人は該当文字をまるで囲むこと。

指 定 番 号 指 定 第 号

指 定 年 月 日 年 月 日

営業所所在地

営業所の名称

第9号様式（要綱第6条関係）（A4）

大阪市排水設備工事指定業者変更届

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

指 定 番 号	指定第 号
営 業 所 所 在 地	(〒)
ふりがな	
営 業 所 の 名 称	
ふりがな	
営 業 所 代 表 者 職 氏 名	
電 話 番 号	TEL () —
F A X 番 号	FAX () —

次のとおり変更しましたのでお届けします。

変 更 事 項	新	旧
営 業 所 所 在 地		
営 業 所 代 表 者 職 氏 名		
営 業 所 の 名 称		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
変 更 事 項 の 登 記 年 月 日	年 月 日	
備 考		

第 10 号様式（要綱第 6 条関係）（A4）

指 定 証 再 交 付 願

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

代表者職氏名

破損

このたび、指定証を 紛失 しましたので、再交付をお願いいたします。

紛失

破損

なお、今後は本証の 紛失 等のなきよう細心の注意を払いますとともに、後日発見したとき

紛失

は直ちに返納し不正使用いたしません。

※破損・紛失は該当文字をまるで囲むこと。

※破損による再交付を願い出るときは、その指定証を添付すること。

指 定 番 号 指定第 号

営 業 所 所 在 地

営 業 所 の 名 称

営 業 所 代 表 者 職 氏 名

電 話 番 号 TEL () ー